

# 審 査 基 準

令和8年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条の2第4項
処 分 の 概 要：更新期間前における免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法第95条の6第1項及び第2項（免許証等の有効期間）、第101条の2第1項及び第5項（更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査）、第101条の3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の4第1項から第3項まで（70歳以上の者の特例）、第114条（方面公安委員会への権限の委任） 道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の5（更新期間前における免許証等の更新を申請することができるやむを得ない理由）、第37条の6（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の6の2（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第44条（権限の委任） 道路交通法施行規則第29条（免許証等の更新の申請等）、第29条の2（免許証等の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第1条（講習の基準）、第2条（講習の基準）
審 査 基 準：（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり。
申 請 先：別紙のとおり。
問 合 せ 先： 北海道警察本部運転免許試験課免許第一係・講習係（電話011-683-5770） 申請者の住所地を管轄する各方面本部交通課免許係・講習係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-46-2007）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-51-2489）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-57-5913）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-36-7700））
備 考：

## 別紙

標準処理期間：北海道警察本部運転免許試験課又は各方面本部交通課への申請は2日（行政庁の休日は含まない。）、警察署（管轄が、札幌方面の場合は札幌市内警察署、函館市内警察署（上磯郡知内町及び木古内町住所地の者が函館中央警察署木古内警察庁舎に申請する場合を除く。）、旭川方面の場合は旭川市内警察署、釧路方面の場合は釧路警察署及び帯広警察署（中川郡池田町、豊頃町及び十勝郡浦幌町住所地の者が帯広警察署池田警察庁舎に申請する場合を除く。）、北見方面の場合は北見警察署を除く。）への申請は40日

申請先：申請書は、札幌方面に居住の方は北海道警察本部運転免許試験課、他方面に居住の方は住所地を管轄する方面本部交通課又は住所地を管轄する警察署（管轄が、札幌方面の場合は札幌市内警察署、函館市内警察署（上磯郡知内町及び木古内町住所地の者が函館中央警察署木古内警察庁舎に申請する場合を除く。）、旭川方面の場合は旭川市内警察署、釧路方面の場合は釧路警察署及び帯広警察署（中川郡池田町、豊頃町及び十勝郡浦幌町住所地の者が帯広警察署池田警察庁舎に申請する場合を除く。）、北見方面の場合は北見警察署を除く。）交通課（係）に提出して下さい。